

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	本基金は、林業労働力の確保・育成及び林業種苗の安定供給を図ることにより、林業の発展に貢献してきた。 しかし、林業を取り巻く状況が変化する中で、これまでの取り組みを検証し、現状に即した事業に転換する必要がある。 そこで、基金が独自に設置した検討会を中心に、平成19年度に事業の見直しを行い、平成20年度から実施している。 また、昨年12月に施行された新公益法人制度に対応するため、基金では検討委員会を設置し、今後のあり方について検討を進めている。	B
組織運営	平成16年度に「島根県外郭団体に関する指導監督指針」に基づき、評議委員会を重要事項の議決機能を有する経営委員会に変更し、運営方針等を検討している。 上記の新公益法人制度検討委員会において、今後の組織のあり方についても検討を進めている。 県の人的関与について 平成16年度から団体の役員・監事への就任を取り止め、「経営委員会」の委員に就任(H21.6.30現在、委員16名中県職員3名)	A
事業実績	平成5年に基金を設立してから、森林組合作業員を対象として社会保険料等への助成事業を実施してきた。 この結果、年間を通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合が、平成5年度の34%から平成19年度には65%になり、作業班の平均年齢も平成5年度の58.7歳から平成19年度には49.4歳と若返っている。	A
財務内容	基本財産の運用益が減少する中で、平成12年度から基本財産を取り崩していたが、当面は低金利が続くと予想されたことから、平成15年度に当面(5か年分)の不足額として4億円を一括取り崩し運用財産扱いとし、各年度の不足額を補充している。 取り崩しに当たっては、一部事業の休止や採択基準の見直しを行い、毎年度の取り崩し額を必要最小限に押さえている。 県の財政的関与について H5～H9年度に基本財産として、20億円を出捐し、H6年度に低金利対策として5千万円の補助を行ったが、それ以降、県の財政的支援は行っていない。	C

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	・新公益法人制度を踏まえた事業の見直しと財源確保の対応策	・平成21年3月に「新公益法人制度移行検討会」と「事業見直し部会」を設置した。今後はこの検討会等で検討していくこととなる。	・新法人移行に伴う組織、事業のあり方と運用財産の枯渇が予想される平成23年度以降の財源、事業のあり方について、基金が設置した検討会において協議が進むよう県も指導・助言を行う。
総合コメント 本基金では、林業の雇用条件の改善や新規雇用の促進を目的とする事業を実施し、森林組合作業班員の安定的な確保に貢献してきた。しかし、低金利の中で基本財産の取り崩しにより事業を運営しており、今後も十分な基金運用収入が見込めないことから、検討会を設け、今後の担い手対策及び事業展開を協議し、平成20年度から見直しを行った事業を実施している。 見直し事業の検証・評価を行い、より効果の上がる取り組みにつなげていく必要がある。			